

議事日程(第4号)

令和7年12月11日 午前10時00分開議

- | | | |
|-------|--------|--|
| 日程第 1 | 第54号議案 | 令和7年度中間市一般会計補正予算(第8号) |
| 日程第 2 | 第56号議案 | 令和7年度中間市特別会計国民健康保険事業補正予算(第4号) |
| 日程第 3 | 第57号議案 | 令和7年度中間市住宅新築資金等特別会計補正予算(第2号)
(日程第1～日程第3 委員長報告・質疑・討論・採決) |
| 日程第 4 | 第61号議案 | 中間市一般職職員の給与に関する条例及び中間市一般職職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 5 | 第62号議案 | 中間市特別会計設置条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 6 | 第63号議案 | 中間市手数料条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 7 | 第64号議案 | 中間市市立保育所設置条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 8 | 第65号議案 | 中間市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 9 | 第66号議案 | 中間市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 |
| 日程第10 | 第67号議案 | 中間市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 |
| 日程第11 | 第68号議案 | 中間市部落差別をはじめあらゆる差別の解消の推進に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第12 | 第69号議案 | 中間市人権教育啓発審議会設置条例の一部を改正する条例 |
| 日程第13 | 第70号議案 | 中間市下水道条例の一部を改正する条例 |
| 日程第14 | 第71号議案 | 中間市火災予防条例の一部を改正する条例 |
| 日程第15 | 第72号議案 | 中間市水道事業給水条例の一部を改正する条例 |
| 日程第16 | 第73号議案 | 中間市布設工事監督員の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第17 | 第74号議案 | 中間市災害派遣手当等の支給に関する条例
(日程第4～日程第17 委員長報告・質疑・討論・採決) |
| 日程第18 | 第75号議案 | 中間市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例 |

- (日程第18 委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第19 第76号議案 公の施設の指定管理者の指定について(中間市チャレンジシ
ョップ)
- (日程第19 委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第20 第77号議案 中間市行橋市競艇組合理約の変更について
- (日程第20 委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第21 第78号議案 福岡県田川地区消防組合と中間市との間における消防通信指
令事務の委託に関する規約の制定における協議について
- (日程第21 委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第22 第79号議案 屈折はしご付消防自動車の購入について
- (日程第22 提案理由説明・質疑・委員会付託)

【 休 憩 】

- 日程第23 第79号議案 屈折はしご付消防自動車の購入について
- (日程第23 委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第24 会議録署名議員の指名

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員(16名)

1番 植本 種實君	2番 堀田 克也君
3番 小林 信一君	4番 田口 善大君
5番 原 舞君	6番 森上 晋平君
7番 田口 澄雄君	8番 掛田るみ子君
9番 阿部伊知雄君	10番 原口 佳三君
11番 迫田 隆太君	12番 大和 永治君
13番 柴田 広辞君	14番 大村 秀三君
15番 下川 俊秀君	16番 中野 勝寛君

欠席議員(0名)

欠 員(0名)

説明のため出席した者の職氏名

市長	………	福田 浩君	副市長	………	田代 謙介君
教育長	………	蔵元 洋一君	総務部長	………	後藤 謙治君
総務部参事	………	持田 将一君	未来創造部長	………	井上 篤君
未来創造部参事	…	熊谷憲一郎君	市民部長	………	志垣 憲一君
保健福祉部長	…	冷牟田 均君	保健福祉部参事	…	岩切 伸一君
教育部長	………	清水 秀一君	建設産業部長	………	白石 和也君
環境上下水道部長	………				亀井 誠君
消防長	………	波多野暢俊君	総務課長	………	久野 朋博君
安全安心まちづくり課長	………				友廣 慎也君
こども未来課長	…	松原 邦加君	市民課長	………	江藤 哲君
人権男女共同参画課長	………				石井 浩司君
商工観光課長	………	秦 順一郎君	上水道課長	………	原口 憲一君
消防本部次長	………	永尾 貴志君	消防総務課長	………	安永 秋徳君

事務局出席職員職氏名

事務局長	北原 鉄也君	書記	熊谷 浩二君
書記	山本 和美君	書記	黒川美寿穂君

議案の委員会付託表

令和7年12月11日

第6回中間市議会定例会

議案番号	件名	付託委員会
第79号議案	屈折はしご付消防自動車の購入について	産業消防

午前 10 時 00 分開議

○議長（中野 勝寛君）

おはようございます。ただいまの出席議員は 16 名で定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付しておりますので、ご了承をお願いいたします。

なお、本日の議案等の朗読は省略したいと思いますので、ご了承をお願いいたします。

日程第 1. 第 54 号議案

日程第 2. 第 56 号議案

日程第 3. 第 57 号議案

○議長（中野 勝寛君）

これより、日程第 1、第 54 号議案、日程第 2、第 56 号議案及び日程第 3、第 57 号議案の令和 7 年度各会計補正予算 3 件を一括議題とし、各常任委員長の報告を求めます。

まず、大和永治総合政策委員長。

○総合政策委員長（大和 永治君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第 54 号議案、令和 7 年度中間市一般会計補正予算（第 8 号）のうち、総合政策委員会に付託されました所管部分について審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

まず、今回の補正予算の歳入の主なものとして、国庫支出金におきまして、小中学校の屋内運動場空調整備事業に係る財源として、空調設備整備臨時特例交付金に合計 936 万 7,000 円が計上されています。

また、市債におきまして、体育文化センター防水改修事業に 1,490 万円、体育文化センター空調設備改修事業に 1 億 3,560 万円、小中学校受変電設備更新事業に 2,140 万円、小中学校屋内運動場空調設備設置事業に 700 万円がそれぞれ計上されています。

次に、歳出の主なものとして、総務費におきまして、旧曙下水処理場の跡地のアスファルト整備を行う工事費に令和 7 年度分として 790 万円が計上されるとともに、令和 8 年度分として 1,197 万 8,000 円の債務負担行為限度額が設定されています。

また、住宅新築資金等特別会計繰出金との財源調整のため、財政調整基金積立金が合計 4 億 8,964 万 8,000 円減額されています。

教育費におきましては、市内小中学校屋内運動場の空調を整備するための実施設計費用について、令和 7 年度及び令和 8 年度の継続費を設定の上、小学校 6 校分で総額 2,194 万 7,000 円が、中学校 4 校分で総額 1,552 万 4,000 円がそれぞれ計上されています。

また、指定避難所である体育文化センターについて、故障した空調を改修する工事費と

して、令和7年度及び令和8年度の継続費を設定の上、総額2億6,400万円が計上され、さらに、経年劣化による天井部の漏水への抜本的な改修を行うための屋上改修工事費として、令和7年度及び令和8年度の継続費を設定の上、総額3,239万3,000円が計上されています。

以上により、歳入歳出それぞれ5億9,747万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ209億2,968万円とするものです。

以上が、当委員会に付託されました議案の概要であります。

最後に採決いたしました結果、第54号議案は全員賛成で原案どおり可決すべきであると決した次第であります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げまして、委員長の報告を終わります。

○議長（中野 勝寛君）

次に、下川俊秀市民厚生委員長。

○市民厚生委員長（下川 俊秀君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第54号議案のうち、市民厚生委員会に付託されました所管部分及び第56号議案並びに第57号議案について審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

はじめに、第54号議案、令和7年度中間市一般会計補正予算（第8号）について申し上げます。

まず、歳入の主なものとして、国庫支出金におきまして、障害者自立支援給付費負担金をはじめとした障がい者福祉に係る扶助費の負担金に合計1億3,199万5,000円が、保育所施設型給付金をはじめとした私立保育所等への施設型給付費への負担金に合計8,172万4,000円が、また、マイナンバーカード交付事務費補助金に174万4,000円がそれぞれ計上されています。

県支出金におきましては、障害者自立支援給付費負担金をはじめとした障がい者福祉に係る扶助費への負担金に合計6,599万7,000円が、また、保育所施設型給付金をはじめとした私立保育所等への施設型給付費への負担金等に合計4,277万4,000円がそれぞれ計上されています。

諸収入におきましては、令和6年度後期高齢者医療市町村療養給付費負担金の実績確定に伴う返還金として4,591万4,000円が計上されています。

次に、歳出の主なものとして、総務費におきまして、マイナンバーカードオンライン窓口業務委託料に174万4,000円が計上されています。また、各種給付費の支出が増加する見込みであることから、障がい者福祉に係る各種扶助費に2億6,399万円が、私立保育所等への各種施設型給付費に1億6,345万1,000円が、児童扶養手当給付費に3,463万6,000円がそれぞれ計上されています。

討論において、「マイナンバーカードオンライン窓口業務委託について、元来このよう

なデジタル化は、個人情報保護の問題があることや企業の利益追求のためのデータが使われる可能性が高いこと、諸外国のような法制度がないことから、危険な制度推進だと考えるため、この補正予算については反対する。」との意見がありました。

次に、第56号議案、令和7年度中間市特別会計国民健康保険事業補正予算（第4号）について申し上げます。

まず、歳入として、対象者の増加により必要となった療養費に対して交付される県補助金に215万9,000円が、令和6年度に交付を受けた特定健康診査等負担金が事業費の確定に伴い追加交付されることから、県補助金に196万6,000円がそれぞれ増額されています。また、財源調整のため、歳入欠かん補填収入が9,684万4,000円増額されています。

次に、歳出として、歳入で申し上げた療養費に215万9,000円が、国民健康保険税の過年度分の還付金に83万7,000円がそれぞれ増額されています。

また、令和6年度に交付を受けております福岡県国民健康保険普通交付金の額の確定に伴い、過大交付分の返還金に9,797万3,000円が増額されています。

以上により、歳入歳出それぞれ1億96万9,000円が追加され、予算の総額は歳入歳出それぞれ52億8,772万5,000円となっています。

次に、第57号議案、令和7年度中間市住宅新築資金等特別会計補正予算（第2号）について申し上げます。

今回の補正予算は、債務件数とともに歳入予算が減少傾向にあることから、当該特別会計を令和7年度内で閉鎖し一般会計に統合するため、赤字債権額相当分の額を精算するものであり、歳出予算を上乗せ計上するものではなく、貸付金元利収入の予算現額を減額調整し、本年度末決算により最終確定される一般会計繰入金にて相殺するといった歳入内訳が調整されるものです。

補正予算の内容につきましては、歳入につきましては、他会計繰入金において、一般会計繰入金3億1,729万3,000円が計上され、貸付金元利収入において同額が減額されています。

以上により、予算の総額は補正前と変わらず、歳入歳出それぞれ3億1,866万4,000円となっています。

討論において、「元来行政が責任を持つべき事業を民間の団体に丸投げし、結果として3億円の回収不能を残したことは、市政にとって問題である。一般会計に移行しながら、最後まで回収に努めることを求め、この補正予算については意見を付して賛成する。」との意見がありました。

以上が、当委員会に付託されました議案の概要であります。

最後にそれぞれ採決いたしました結果、第54号議案は賛成多数、第56号議案及び第57号議案は全員賛成でいずれも原案どおり可決すべきと決した次第であります。よろし

くご審議のほどお願い申し上げまして、委員長の報告を終わります。

○議長（中野 勝寛君）

これより質疑に入ります。

ただいまの委員長の報告に対し、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中野 勝寛君）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。田口澄雄議員。

○議員（7番 田口 澄雄君）

日本共産党の田口澄雄です。

第54号議案については反対、第57号議案については意見を付しての賛成といたします。

まず、第54号議案、令和7年度中間市一般会計補正予算（第8号）であります。

デジタルデータを使って、国民市民生活の利便性の向上とそのことによる生活の質の向上が図られるものであれば反対するものではありません。しかし、その場合には、個人情報の保護と、自らの個人情報が何に使われているのかの開示がなされる必要があります。先進国では、こうしたことの確認の上で、デジタル化の推進がなされていますが、我が国では、一部大手企業の参加のもとにデジタル庁がつけられ、情報の漏えい等が問題となっているように、プライバシー保護の観点に欠陥が見られます。個人情報を全面的に各種施策にひもつけようとする現在の運営内容には問題があり、個人情報の適正な管理下での推進を図るべきです。

よって、現段階でのこうしたデジタル化の推進については反対をいたします。

次に、第57号議案、令和7年度中間市住宅新築資金等特別会計補正予算（第2号）について、意見を付しての賛成といたします。

部落解放の名のもとに、元来行政が責任を持つべき事業を運動団体に全面的に任せ、結果として3億円以上の回収不能の事態を招いたことは大問題だと思います。一般的には窓口一本化、この中間市では解放同盟と全日本同和会という2団体の窓口二本化で、行政としての責任を曖昧にし、その結果がこの焦げ付きです。その財源は市民の血税であり、市民の生活関連予算の縮小であり、市民間の対立要素となりかねません。部落解放運動の目的からすれば、逆行するものでしかありません。

その責任については、かつての市執行部とこれに関係した運動団体幹部にあります。その責任を追及しても今では当事者もほとんどいない状態で、挙証資料もなく貸し出したものであり、行政運営の瑕疵が明白であります。行政はこのことを教訓として、二度とこのような事態を生み出さない反省が求められます。

これ以上特別会計として残しても、あまり意味がありませんので一般会計に移行しながら

ら、最後まで回収に努めることを求めて、意見を付しての賛成といたします。

○議長（中野 勝寛君）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中野 勝寛君）

これにて討論を終結いたします。

これより、第54号議案、第56号議案及び第57号議案の令和7年度各会計補正予算3件を順次採決いたします。

議題のうち、まず、第54号議案、令和7年度中間市一般会計補正予算（第8号）を採決いたします。この採決は電子表決により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告のとおり決することについて賛否の表決を求めます。ボタンを押してください。

（賛成・反対ボタンにより電子表決）

○議長（中野 勝寛君）

押し間違いはありませんか。——なしと認め、確定いたします。

賛成多数であります。よって、第54号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、第56号議案、令和7年度中間市特別会計国民健康保険事業補正予算（第4号）を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中野 勝寛君）

ご異議なしと認めます。よって、第56号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、第57号議案、令和7年度中間市住宅新築資金等特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中野 勝寛君）

ご異議なしと認めます。よって、第57号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第 4. 第61号議案

日程第 5. 第62号議案

日程第 6. 第63号議案

日程第 7. 第64号議案

日程第 8. 第65号議案

日程第 9. 第66号議案

日程第10. 第67号議案

日程第11. 第68号議案

日程第12. 第69号議案

日程第13. 第70号議案

日程第14. 第71号議案

日程第15. 第72号議案

日程第16. 第73号議案

日程第17. 第74号議案

○議長（中野 勝寛君）

これより、日程第4、第61号議案から日程第17、第74号議案までの条例改正14件を一括議題とし、各常任委員長の報告を求めます。

まず、大和永治総合政策委員長。

○総合政策委員長（大和 永治君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第61号議案及び第74号議案について審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

はじめに、第61号議案、中間市一般職職員の給与に関する条例及び中間市一般職職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について申し上げます。

今回の条例改正は、人事異動等による職員の赴任時における経済的負担の軽減を図るとともに、職員の生活の安定及び円滑な赴任を支援し、公務の適正な運営に資することを目的として、条例改正を行うものとなっております。

条例改正の主な内容は、中間市一般職職員の給与に関する条例においては、職員宿舍の入居料及び入居に要する経費について、給与から控除できる項目を新設し、また、中間市一般職職員の旅費に関する条例においては、職員の赴任に伴う旅費の支給に関して、旅費の種類に移転料、着後手当及び扶養親族移転料を新設するとともに、実態に即した旅費制度とするため、用字用語の整理その他所要の改正を行うものとなっております。

なお、条例の施行日は、公布の日となっております。

次に、第74号議案、中間市災害派遣手当等の支給に関する条例について申し上げます。

今回の条例改正は、災害派遣手当の額及び支給方法について、災害対策基本法のみならず武力攻撃事態等の場合などについても、職員派遣について格別の法律に同様の規定を設けている国の基準に合わせ、本市の派遣職員の取扱いについて全面的な見直しを行うものとなっております。

条例改正の主な内容は、派遣職員に対し本市が支給する災害派遣手当等について、その額を内閣総理大臣又は総務大臣が定める現行の基準に準じた額とするともに、支給の方

法を本市の一般職職員の例によることとするものとなっています。

以上が、当委員会に付託されました議案の概要であります。

最後にそれぞれ採決いたしました結果、第61号議案及び第74号議案はいずれも全員賛成で、原案どおり可決すべきと決した次第であります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。委員長の報告を終わります。

○議長（中野 勝寛君）

次に、下川俊秀市民厚生委員長。

○市民厚生委員長（下川 俊秀君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第62号議案から第69号議案までの条例改正8件について審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

はじめに、第62号議案、中間市特別会計設置条例の一部を改正する条例について申し上げます。

今回の条例改正は、中間市住宅新築資金等特別会計の閉鎖を行うものです。当該特別会計は、起債償還が完了し、また、貸付金の未償還額の全ての納期が到来した平成23年度に閉鎖が検討されたものの、貸付金の経理の明確化を図るため閉鎖が見送られた経過がありますが、それ以降も引き続き法的措置等を講じた債権回収や中間市債権管理条例に基づく債権回収に取り組み続けられた結果、予算縮小の傾向にあることから、令和7年度末をもって一般会計に統合する目途が立ったため、当該特別会計を閉鎖するものです。

条例の改正の内容は、中間市特別会計設置条例第1条に規定された3つの特別会計のうち、中間市住宅新築資金等特別会計に係る規定を削除するものです。

なお、条例の施行日は、令和8年4月1日となっています。

次に、第63号議案、中間市手数料条例の一部を改正する条例について申し上げます。

今回の条例改正は、マイナンバーカードコンビニ交付の電子証明書やカードの更新に係る来庁者が増加傾向にあり、市民課窓口の混雑を避け、市民課窓口における市民サービスの更なる向上を目的とするものです。

条例改正の内容は、住民票の写し、住民票記載事項証明書、印鑑登録証明書、所得証明書、課税証明書及び所得課税証明書の交付を受ける場合の手数料について、通常の場合の300円を維持しつつ、コンビニ交付による場合には200円とする規定を新たに設けるものです。

なお、条例の施行日は、令和8年4月1日となっており、期間は令和8年4月1日から令和9年3月31日までの予定となっています。

討論において、「コンビニ交付についても値下げが可能であれば、いっそ窓口も合わせて200円に統一すべきであり、デジタル化に柔軟に対応できる人とそうでない人の中に不平等を持ち込むものであることから、即刻中止を求めて、この条例改正案については反対する。」との意見がありました。

次に、第64号議案、中間市市立保育所設置条例の一部を改正する条例について申し上げます。

今回の条例改正は、令和8年4月1日から全国の自治体において乳児等通園支援事業、いわゆるこども誰でも通園制度の実施が義務付けられたことにより、市立さくら保育園においても、同日から同事業を行うことに伴うものです。

条例改正の内容は、対象児童がさくら保育園で行われるこども誰でも通園制度による給付を受けた場合に、市長が当該対象児童の保護者から徴収する保育料の取扱いについて定めるものとなっています。

なお、条例の施行日は、令和8年4月1日となっています。

討論において、「こども誰でも通園制度は、子ども本意の制度ではなく、一貫した保育の組立てが難しいと考える。専門性のある保育士の配置や補助金目当てでの子どもの確保が園の中心課題となることを危惧して、この条例改正案には反対する。」との意見がありました。

次に、第65号議案、中間市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について申し上げます。

今回の条例改正は、児童福祉法等の一部改正に伴い、市町村が特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準について条例で定める際の基準となる内閣府令が改正されたことに伴うものです。

条例の主な改正内容は、条例で引用している児童福祉法第33条の10の規定について、その内容が改められたことにより、同条を示す記述を改めるものとなっています。

なお、条例の施行日は、公布の日となっています。

次に、第66号議案、中間市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について申し上げます。

今回の条例改正は、児童福祉法等の一部改正に伴い、市町村が家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準について条例を定める際の基準となる内閣府令が改正されたことに伴うものです。

条例改正の内容は、家庭的保育者等について、地域限定保育士を保育士に含めること、また、条例で引用している児童福祉法第33条の10の規定について、その内容が改められたことにより、同条を示す記述を改めるものです。さらに、乳幼児健康診査について、その内容が保育所等の健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、当該健康診断の全部又は一部を行わないことができるように改めるものとなっています。

なお、条例の施行日は、公布の日となっています。

討論において、「保育士の不足の問題が背景にあるが、その原因は、低い給与水準や国際的に見ても最低の園児に対する配置基準、また、それによる過酷な労働条件であり、安易な規制緩和ではなく、保育士拡充のための抜本的な対応を求めて、この条例改正案につ

いては反対する。」との意見がありました。

次に、第67号議案、中間市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について申し上げます。

今回の条例改正は、児童福祉法等の一部改正に伴い、市町村が放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準について条例を定める際の基準となる内閣府令が改正されたことに伴うものです。

条例改正の内容は、放課後児童健全育成事業所に配置すべきこととされている放課後児童支援員の資格要件について、地域限定保育士を保育士に含めること、また、条例で引用している児童福祉法第33条の10の規定について、その内容が改められることになり、同条を示す記述を改めるものとなっています。

なお、条例の施行日は、公布の日となっています。

討論において、「第66号議案と同様、地域限定保育士の問題が絡んでいるため反対する。」との意見がありました。

次に、第68号議案、中間市部落差別をはじめあらゆる差別の解消の推進に関する条例の一部を改正する条例について申し上げます。

今回の条例改正は、条例の趣旨を維持しつつ、第4次中間市人権教育・啓発に関する基本計画との整合を図るものであり、新たに人権問題として顕在化した項目について、その重要性を強調し、認識を高めるため明文として規定するものとなっています。

なお、条例の施行日は、公布の日となっています。

討論において、「この条例改正については、男女間の差別や正規・非正規などの働き方の形態についての言及がなく、あらゆる差別の解消ならば、このような是正をうたうべきである。また、部落差別をはじめとするという文言が条例名及び各条文に散りばめており、時代の変化に即したものに変わるべきだと考えるが、子どもや外国人、性的少数者の人々の差別等が追加されたことを評価し、意見を付して、この条例改正案には賛成する。」との意見がありました。

次に、第69号議案、中間市人権教育啓発審議会設置条例の一部を改正する条例について申し上げます。

今回の条例改正は、中間市人権教育啓発審議会の体制及び運営について、書面会議などの新たな取組によって、より効率的な運営を行い、会議運営を円滑に進めるために改正するものです。

条例の改正内容は、審議会の名称が中間市人権施策審議会に改められるとともに、これに合わせて条例名が中間市人権施策審議会条例に改められています。また、会議の運営方法につきまして、書面会議と部会に関する規定の追加等が行われ、審議会の名称変更に伴い中間市特別職職員の給与等に関する条例の該当箇所を改めるものとなっています。

なお、条例の施行日は、公布の日となっています。

以上が、当委員会に付託されました議案の概要であります。

最後にそれぞれ採決いたしました結果、第63号議案、第64号議案、第66号議案及び第67号議案は賛成多数、第62号議案、第65号議案、第68号議案及び第69号議案は全員賛成でいずれも原案どおり可決すべきと決した次第であります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げまして、委員長の報告を終わります。

○議長（中野 勝寛君）

次に、田口善大産業消防委員長。

○産業消防委員長（田口 善大君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第70号議案から第73号議案について審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

まず、第70号議案、中間市下水道条例の一部を改正する条例について申し上げます。

今回の条例改正は、災害その他非常の場合における排水設備等の新設改良工事等の施行に係る取扱いの見直しを行うものです。

主な改正内容は、本市では、市内での排水設備等の新設改良工事などを行う場合は、本市が指定する工事店でなければ工事を行ってはならないと規定しておりますが、昨年1月に発生しました能登半島地震において、被災地の排水設備の指定工事店も被災したことにより、被災自治体では復旧工事を行うことができる指定工事店が不足し、被災地の復旧が遅れることとなっております。これを踏まえ、地震等の非常時においては、他の市町村長の指定を受けた排水設備工事店であっても、中間市内での排水設備等の復旧工事を行うことができるように条例を改正するものです。

また、現在の下水道条例において、指定工事店の営業所ごとに排水設備工事の責任技術者を専属させるよう義務付けておりましたが福岡県内にある営業所の責任技術者と兼任することを認めることとするため、改正するものです。

なお、条例の施行日は、令和8年1月1日となっております。

次に、第71号議案、中間市火災予防条例の一部を改正する条例について申し上げます。

今回の条例改正は、本年2月に発生した大船渡市林野火災を受けて、消防組織法第37条の規定に基づき、消防庁長官から、各地方自治体が定めている火災予防条例の一部改正に係る助言を発出されたことに伴うものです。

主な改正内容は、気象状況が林野火災の予防上注意を要すると認める場合に、市長が林野火災注意報を発令できることとし、当該注意報が発せられた場合の火の使用制限に係る市民の努力義務と、市長によるその対象地域の指定を可能とする規定を新たに設けるものです。また、林野火災の発生の危険性を勘案して火災の警報を発令した場合に、所定の火の使用制限の対象となる区域を指定することができることとするものです。

なお、条例の施行日につきましては、消防庁長官の助言を踏まえ、令和8年1月1日となっております。

次に、第72号議案、中間市水道事業給水条例の一部を改正する条例について申し上げます。

今回の条例改正は、災害その他非常の場合にあって、地元の給水装置工事事業者の確保が困難となると判断されるときは、他の水道事業者が指定した給水装置工事事業者による給水装置工事の実施を可能にする旨の助言が国土交通大臣から各地方自治体に向けて発出されたことを受け、災害その他非常の場合における給水装置工事の施行に係る取扱いの見直しを行うことについて条例改正を行うものです。

主な改正内容は、当該助言の内容と同様に、他の水道事業者から給水装置工事に係る指定を受けたものについて、災害などの非常時には、例外的に市内で給水装置工事を行うことができるようにするものです。

なお、条例の施行日は、令和8年1月1日となっております。

次に、第73号議案、中間市布設工事監督員の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例について申し上げます。

今回の条例改正は、水道法施行令で規定されている布設工事の技術上の監督業務を行う布設工事監督員及び水道技術管理者の資格について、地方公共団体が条例を定める際に参酌すべき基準が改められ、令和7年4月1日に施行されたことに伴うものです。

主な改正内容は、布設工事監督員及び水道技術管理者の資格基準である学歴及び学科要件について土木工学に加え、機械工学や電気工学を対象とするよう見直しています。

また、布設工事監督員の資格基準である実務経験について、従前の所定の年数について水道に関する技術上の実務経験を有することが求められておりましたが、所定の年数の半分以上の期間について水道に関する技術上の実務経験を有する場合には、下水道、道路等に関する技術上の実務経験についても当該年数への算入を可能とするよう見直されています。

なお、条例の施行日は、令和8年4月1日となっております。

以上が、当委員会に付託されました議案の概要であります。

最後にそれぞれ採決いたしました結果、第70号議案から第73号議案までにつきましては、全員賛成で原案どおり可決すべきと決した次第であります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます、委員長の報告を終わります。

○議長（中野 勝寛君）

これより質疑に入ります。

ただいまの委員長の報告に対し、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中野 勝寛君）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。田口澄雄議員。

○議員（7番 田口 澄雄君）

日本共産党の田口澄雄です。

第63号議案、第64号議案、第66号議案、第67号議案、第74号議案については反対をいたします。また、第68号議案については、意見を付しての賛成といたします。

まず、第63号議案、中間市手数料条例の一部を改正する条例について、反対をいたします。

コンビニ手数料についてですが、住民票等にマイナンバーカードを利用した市民は200円で、通常の発行では300円というのは、市民の中に不平等、差別を持ち込むものではないでしょうか。しかも、300円の手数料は全額市財政として収納されるのに対し、コンビニ利用の場合は収入83円、業者運営費117円というのも問題です。市民負担については、値下げが可能なら、いっそ窓口もコンビニも200円に統一すべきだと思います。利便性を強調しますが、ならば、なぜ東西2つの出張所を廃止したのでしょうか。一貫した姿勢が見られません。デジタル化に柔軟に対応できる人と、そうでない人との差別化でもあります。即刻中止を求め、この条例案については反対をいたします。

次に、第64号議案、中間市市立保育所設置条例の一部を改正する条例について、反対意見を申し述べます。

子ども誰でも通園制度、この制度の最大の欠陥は、子ども本意ではないということです。月10時間とか週一とか言われますが、預けられる子どもは不慣れな環境の中にいきなり放り込まれ、不安と困惑の中で一日を過ごすこととなります。

また、預かった保育園側でも、日によって園児が変わりますから、一貫した保育の組立てが難しいと危惧をされます。専門性のある保育士が配置されるのか、利用料と補助金目当てで、子どもの確保が園の中心課題となるのではないかと、また、親と保育士とのゆとりのある交流はどうかなどいろんな問題がここには発生します。よって、この条例案には反対であります。

次に、第66号議案、中間市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、この条例については反対をいたします。地域限定保育士の問題があります。このことは、従来は国家戦略特区に限って認められた限定的な制度でしたが、これを全面的に実施をしようというものであります。保育士不足の問題が背景にはありますが、その原因は他産業に比べてあまりにも低い給与水準や、国際的にみても最低の園児に対する配置基準と、それに伴う過酷な労働条件があります。

安易な規制緩和ではなく、保育士拡充のための抜本的な対応を求めて、この条例案については反対をいたします。

次に、第67号議案、中間市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、反対意見を申し述べます。

討論内容については、第66号議案と同様でありますので省略しますが、反対でありま

す。

次に、第68号議案、中間市部落差別をはじめあらゆる差別の解消の推進に関する条例の一部を改正する条例、これについては意見を付しての賛成といたします。

この条例改正案は、改正前と違って、こども、外国人、性的少数者の人々、インターネット上での差別などが追加をされました。このことは、今の情勢を一定反映した前進面だと評価ができます。

しかし、現代資本主義社会の最大の問題である男女間の差別や、このことを利用した働き方の形態、いわゆる正規・非正規問題、あるいは派遣等の差別についての言及がありません。

現代社会は、戦前の農耕中心の社会から一変して工業化の社会にあり、戦前の農民が圧倒的に多かった時代から、2020年の国勢調査で見ますと、労働者階級が8.54%を占める工業化と情報化の進んだ社会となっています。

こうした労働者が圧倒的な数を占める社会での支配層の対応は、労働者分断の手法を中心として進められています。男性の7割以下という女性の賃金水準や、この中間市役所で見ても労働者の3割を占める非正規の中で、その7割以上を占める女性労働者の存在などです。あらゆる差別の解消をうたうならば、こうしたことを真っ先に是正することをうたうべきです。

ところが、この条例は「部落差別をはじめとする」という名称に始まり、条例内の各条文ごとに「部落差別をはじめとする」という文言が、散りばめられています。果たしてこのことが現代の差別に対応できる法律と言えるでしょうか。

また、中間市の人権問題の根本的な解決や対応上に問題はないのでしょうか。もっと時代の変化に即応した条例名と、そして内容に変えるべきだと思います。

とはいえ、最初に述べたように従前の内容と比べれば、積極的前進面もありますので、あえて反対はいたしません。意見を付しての賛成といたします。

次に、第74号議案、中間市災害派遣手当等の支給に関する条例について反対をいたします。

この条例改定は、有事立法の国民保護法制定に伴う地方自治法の改正に基づくものです。職員給与条例の中の災害派遣手当の中に武力攻撃災害派遣手当を新たに盛り込まれました。国民保護法は、アメリカが海外で引き起こす戦争に国民を強制的に動員するための法律です。

我が国は、このような集団的自衛権については、専守防衛を理由として戦後一貫して違憲としてきましたが、2015年の安保法制の改悪によって変更をさせられました。

今回の条例改定は、このことを前提として、戦地や戦場に市職員が派遣される危険性があります。どのような条件下であるかは想定できませんが、戦争災害が現にあった場所でしょうから、どこに派遣されるかも分かりません。我が国は、アメリカ同様先制攻撃を豪

語していますので、結果的には核戦争の危険性も否定ができません。派遣は市長の派遣義務として災害対策基本法にうたっています。災害を理由としていますが、通常 of 自然災害と戦争による災害とは状況が全く変わります。このような場所に中間市職員を派遣することになるので、この条例については反対をいたします。

○議長（中野 勝寛君）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中野 勝寛君）

これにて討論を終結いたします。

これより、第61号議案から第74号議案までの条例改正14件を順次採決いたします。議題のうち、まず、第61号議案、中間市一般職職員の給与に関する条例及び中間市一般職職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中野 勝寛君）

ご異議なしと認めます。よって、第61号議案は委員長の報告のとおり可決されました。次に、第62号議案、中間市特別会計設置条例の一部を改正する条例を採決いたします。お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中野 勝寛君）

ご異議なしと認めます。よって、第62号議案は委員長の報告のとおり可決されました。次に、第63号議案、中間市手数料条例の一部を改正する条例を採決いたします。この採決は電子表決により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告のとおり決することについて賛否の表決を求めます。ボタンを押してください。

（賛成・反対ボタンにより電子表決）

○議長（中野 勝寛君）

押し間違いはありませんか。——なしと認め、確定いたします。

賛成多数であります。よって、第63号議案は委員長の報告のとおり可決されました。次に、第64号議案、中間市市立保育所設置条例の一部を改正する条例を採決いたします。この採決は電子表決により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告のとおり決することについて賛否の表決を求めます。ボタンを押してください。

(賛成・反対ボタンにより電子表決)

○議長(中野 勝寛君)

押し間違いはありませんか。——なしと認め、確定いたします。

賛成多数であります。よって、第64号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、第65号議案、中間市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(中野 勝寛君)

ご異議なしと認めます。よって、第65号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、第66号議案、中間市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を採決いたします。この採決は電子表決により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告のとおり決することについて賛否の表決を求めます。ボタンを押してください。

(賛成・反対ボタンにより電子表決)

○議長(中野 勝寛君)

押し間違いはありませんか。——なしと認め、確定いたします。

賛成多数であります。よって、第66号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、第67号議案、中間市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を採決いたします。この採決は電子表決により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告のとおり決することについて賛否の表決を求めます。ボタンを押してください。

(賛成・反対ボタンにより電子表決)

○議長(中野 勝寛君)

押し間違いはありませんか。——なしと認め、確定いたします。

賛成多数であります。よって、第67号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、第68号議案、中間市部落差別をはじめあらゆる差別の解消の推進に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(中野 勝寛君)

ご異議なしと認めます。よって、第68号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、第69号議案、中間市人権教育啓発審議会設置条例の一部を改正する条例を採決

いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(中野 勝寛君)

ご異議なしと認めます。よって、第69号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、第70号議案、中間市下水道条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(中野 勝寛君)

ご異議なしと認めます。よって、第70号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、第71号議案、中間市火災予防条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(中野 勝寛君)

ご異議なしと認めます。よって、第71号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、第72号議案、中間市水道事業給水条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(中野 勝寛君)

ご異議なしと認めます。よって、第72号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、第73号議案、中間市布設工事監督員の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(中野 勝寛君)

ご異議なしと認めます。よって、第73号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、第74号議案、中間市災害派遣手当等の支給に関する条例を採決いたします。この採決は電子表決により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告のとおり決することについて賛否の表決を求めます。ボタンを押してください。

(賛成・反対ボタンにより電子表決)

○議長(中野 勝寛君)

押し間違いはありませんか。——なしと認め、確定いたします。

賛成多数であります。よって、第74号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第18. 第75号議案

○議長(中野 勝寛君)

これより、日程第18、第75号議案、中間市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を議題とし、市民厚生委員長の報告を求めます。

下川俊秀市民厚生委員長。

○市民厚生委員長(下川 俊秀君)

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第75号議案について審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

今回の条例制定は、令和6年6月12日に公布された子ども・子育て支援法等の一部が改正されたことに伴い創設されたこども誰でも通園制度について、その設備及び運営に係る基準を定めるものです。こども誰でも通園制度は、保育所等に通っていない生後6か月から満3歳未満のこどもを対象とし、その保護者の就労状況等を問わず月の利用上限の範囲で保育所等に通園できる新たな給付制度で、児童福祉法の規定により、条例で基準を定めることが義務付けられており、この条例は、係る児童福祉法の規定を受けて制定するものとなっています。

なお、条例の施行日は、公布の日となっています。

討論において、「第64号議案と同様、こども誰でも通園制度が背景にあるため、この条例制定については反対する。」との意見がありました。

以上が、当委員会に付託されました議案の概要であります。

最後に採決いたしました結果、賛成多数で原案どおり可決すべきと決した次第であります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。委員長の報告を終わります。

○議長(中野 勝寛君)

これより質疑に入ります。

ただいまの委員長の報告に対し、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(中野 勝寛君)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。田口澄雄議員。

○議員(7番 田口 澄雄君)

第75号議案、中間市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例に

ついて、反対意見を申し述べます。

ただし、先ほどの第64号議案と同一の内容でありますので、意見については省略いたしますが、こども誰でも通園制度の問題でありますので、反対をいたします。

○議長（中野 勝寛君）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中野 勝寛君）

これにて討論を終結いたします。

これより、第75号議案、中間市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を採決いたします。この採決は電子表決により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告のとおり決することについて賛否の表決を求めます。ボタンを押してください。

（賛成・反対ボタンにより電子表決）

○議長（中野 勝寛君）

押し間違いはありませんか。——なしと認め、確定いたします。

賛成多数であります。よって、第75号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第19. 第76号議案

○議長（中野 勝寛君）

これより、日程第19、第76号議案、公の施設の指定管理者の指定について（中間市チャレンジショップ）を議題とし、産業消防委員長の報告を求めます。

田口善大産業消防委員長。

○産業消防委員長（田口 善大君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第76号議案、公の施設の指定管理者の指定について（中間市チャレンジショップ）の審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

中間市チャレンジショップの管理運営につきましては、令和4年4月1日以降、指定管理者を指定せず、本市が直接管理運営を行っておりますが、設置目的の効果的な実現及び効率的な運営のために、指定管理者による管理が望ましいと判断されたことから、令和8年4月1日からの指定管理者の指定が行われるものです。

選定につきましては、公募を行い、指定管理者選定委員会において審査が行われました結果、NPO法人中間市地域活性化協議会が指定管理者の候補者として選定されております。

選定の理由といたしまして、同法人は、安定した運営基盤と実績があり、事業計画についても具体的な事業展開が期待できること、民間のノウハウを活かした事業展開など、出

店者の起業育成支援、利用者サービスの向上及び地域のにぎわい創出への寄与が期待できることが高い評価を得たことによるものです。

なお、指定期間につきましては、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間となっております。

以上が、当委員会に付託されました議案の概要であります。

最後に採決いたしました結果、第76号議案は全員賛成で原案どおり可決すべきであると決した次第であります。よろしくご審議のほどお願い申し上げまして、委員長の報告を終わります。

○議長（中野 勝寛君）

これより質疑に入ります。

ただいまの委員長の報告に対し、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中野 勝寛君）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中野 勝寛君）

討論なしと認めます。

これより、第76号議案、公の施設の指定管理者の指定について（中間市チャレンジショップ）を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中野 勝寛君）

ご異議なしと認めます。よって、第76号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第20、第77号議案

○議長（中野 勝寛君）

これより、日程第20、第77号議案、中間市行橋市競艇組合規約の変更についてを議題とし、総合政策委員長の報告を求めます。

大和永治総合政策委員長。

○総合政策委員長（大和 永治君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第77号議案、中間市行橋市競艇組合規約の変更について審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

今回の規約の変更は、モーターボート競走の競技の呼称について、子どもから大人まで

容易にイメージでき、国際社会で通用する呼称にすることで競技のイメージアップを図るため、ボートレースと呼称することとし、中間市行橋市競艇組合の名称を中間市行橋市ボートレース組合に変更することについて、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求められたものです。

なお、条例の施行日は、令和8年4月1日となっています。

以上が、当委員会に付託されました議案の概要であります。

最後に採決いたしました結果、第77号議案は全員賛成で原案どおり可決すべきと決した次第であります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げまして、委員長の報告を終わります。

○議長（中野 勝寛君）

これより質疑に入ります。

ただいまの委員長の報告に対し、質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（中野 勝寛君）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（中野 勝寛君）

討論なしと認めます。

これより、第77号議案、中間市行橋市競艇組合規約の変更についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中野 勝寛君）

ご異議なしと認めます。よって、第77号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第21. 第78号議案

○議長（中野 勝寛君）

これより、日程第21、第78号議案、福岡県田川地区消防組合と中間市との間における消防通信指令事務の委託に関する規約の制定における協議についてを議題とし、産業消防委員長の報告を求めます。

田口善大産業消防委員長。

○産業消防委員長（田口 善大君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第78号議案、福岡県田川地区消防組合と中間市との間における消防通信指令事務の委託に関する規約の制定における協議

についての審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

総務省消防庁におきましては、多発する大規模災害や感染症等に的確に対応し、住民の安全・安心を確保するために、消防の広域化を進められています。

これを受け、福岡県田川地区消防組合と本市とで消防通信指令業務を共同運用することにより、両消防本部において消防力の効率的な運用に高い効果が見込まれたことから、令和8年4月1日の運用開始に向け、令和5年12月に田川・中間消防通信指令業務の共同運用に関する基本協定を締結し、本年度に両消防本部におきまして指令施設の整備が進められています。

共同運用に当たりましては、業務の範囲が消防通信指令業務に限られ、事務委託の方法によることとされていることから、地方公共団体の組合に事務の委託を行うには、地方自治法第252条の14第1項及び同法第292条において準用する同法第252条の14第1項の規定により規約を定め、同法第252条の14第3項において準用する同法第252条の2の2第3項の規定により協議することにつきましては、議会の議決が必要となりますことから、議会の議決を求めるものです。

この規約におきましては、委託事務の範囲、委託費の負担、事務の管理、執行方法、連絡調整会議など委託事務の実施に関し必要な事項を定めることとなっております。

なお、受託団体であります福岡県田川地区消防組合におきましても、同様の議案が上程される予定です。

また、規約の施行につきましては、規約の成立後、両消防本部の準備が全て整い次第、施行することとなっております。

以上が、当委員会に付託されました議案の概要であります。

最後に採決いたしました結果、第78号議案は全員賛成で原案どおり可決すべきであると決した次第であります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます、委員長の報告を終わります。

○議長（中野 勝寛君）

これより質疑に入ります。

ただいまの委員長の報告に対し、質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（中野 勝寛君）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（中野 勝寛君）

討論なしと認めます。

これより、第78号議案、福岡県田川地区消防組合と中間市との間における消防通信指

令事務の委託に関する規約の制定における協議についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(中野 勝寛君)

ご異議なしと認めます。よって、第78号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第22. 第79号議案

○議長(中野 勝寛君)

次に、日程第22、第79号議案、屈折はしご付消防自動車の購入についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。福田市長。

○市長(福田 浩君)

第79号議案、屈折はしご付消防自動車の購入について、提案理由を申し上げます。

現在、消防本部に配備しておりますはしご付消防自動車につきましては、平成12年の購入、登録から25年が経過し、車両及びこれに附属する機械器具につきましては、経年劣化が著しく、修繕部品の調達も困難な状況でございます。

このような状況を改善し、消防活動能力の向上及び各種災害への的確な対応を図るためには、最新の機械器具を装備した屈折はしご付消防自動車の導入が必要と考えられますことから、令和7年第5回市議会定例会で提案した一般会計補正予算に債務負担行為として屈折はしご付消防自動車購入費を計上し、議決をいただいたところでございます。

屈折はしご付消防自動車の購入に当たりましては、先月13日に3者による入札を行いました結果、株式会社消防防災が1億5,675万円で落札しましたことから、令和7年11月21日付けで同社と仮契約を締結いたしております。

以上のとおり、同社から屈折はしご付消防自動車を購入することにつきまして、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長(中野 勝寛君)

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(中野 勝寛君)

質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております第79号議案は、会議規則第37条第1項の規定により、

所管の産業消防委員会に付託いたします。

この際、暫時休憩いたします。休憩中に、産業消防委員会に付託されました議案の審査をお願いいたします。

再開は、追って連絡いたします。

午前11時00分休憩

.....
午前11時23分再開

○議長（中野 勝寛君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

----- . ----- . -----
日程第23、第79号議案

○議長（中野 勝寛君）

これより、日程第23、第79号議案、屈折はしご付消防自動車の購入についてを議題とし、産業消防委員長の報告を求めます。

田口善大産業消防委員長。

○産業消防委員長（田口 善大君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第79号議案、屈折はしご付消防自動車の購入についての審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

屈折はしご付消防自動車につきましては、令和7年第5回定例会で提案され、一般会計補正予算に債務負担行為として同消防自動車購入費を計上し、議決されました。

屈折はしご付消防自動車の購入に当たりましては、入札の結果、株式会社消防防災が1億5,675万円で落札し、令和7年11月21日付けで同社と仮契約が締結されております。

以上のとおり、同社から屈折はしご付消防自動車を購入することにつきまして、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上が、当委員会に付託されました議案の概要であります。

最後に採決いたしました結果、第79号議案は全員賛成で原案どおり可決すべきと決した次第であります。よろしくご審議のほどお願い申し上げまして、委員長の報告を終わります。

○議長（中野 勝寛君）

これより質疑に入ります。

ただいまの委員長の報告に対し、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中野 勝寛君）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(中野 勝寛君)

討論なしと認めます。

これより、第79号議案、屈折はしご付消防自動車の購入についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(中野 勝寛君)

ご異議なしと認めます。よって、第79号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第24. 会議録署名議員の指名

○議長(中野 勝寛君)

これより、日程第24、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第85条の規定により、議長において、小林信一議員及び迫田隆太議員を指名いたします。

○議長(中野 勝寛君)

以上をもちまして、今期定例会に付議された案件は全て議了いたしました。

よって、令和7年第6回中間市議会定例会は、これにて閉会いたします。

午前11時25分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する

議 長 中 野 勝 寛

議 員 小 林 信 一

議 員 迫 田 隆 太